

財務省第12入札等監視委員会
令和4年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和4年12月20日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室	
委 員	委 員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委 員 堺 祥子(井口・堺法律事務所 弁護士)	
	委 員 東 能利生(東能利生公認会計士事務所 公認会計士)	
審議対象期間	令和4年7月1日(金) ~ 令和4年9月30日(金)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名 : 令和4年度東薬院住宅外7住宅浴室改修その他工事設計委託業務 契約相手方 : 株式会社マトリックス (法人番号 4290001010577) 契約金額 : 7,315,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年7月13日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 門司税関田野浦出張所及び北九州地区国際貨物検査センター照明器具更新工事 契約相手方 : 株式会社座小田電気 (法人番号 5290801006658) 契約金額 : 14,410,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年8月23日 担当部局 : 門司税関
随意契約(公共工事)	-件	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 監視艇「さいかい」電子ホーン換装作業 契約相手方 : 株式会社ゼネラルエンジニアリング (法人番号 1340001002349) 契約金額 : 1,164,240円(税込) 契約締結日 : 令和4年8月3日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 令和4年度パソコンの設定等に関する業務 契約相手方 : 株式会社富士通エフサス (法人番号 8010401056384) 契約金額 : 5,099,600円(税込) 契約締結日 : 令和4年7月22日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(物品役務等)	-件	—
うち応札(応募)業者数 1者関連	2件	契約件名 : 監視艇「さいかい」電子ホーン換装作業 契約相手方 : 株式会社ゼネラルエンジニアリング (法人番号 1340001002349) 契約金額 : 1,164,240円(税込) 契約締結日 : 令和4年8月3日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 令和4年度パソコンの設定等に関する業務 契約相手方 : 株式会社富士通エフサス (法人番号 8010401056384) 契約金額 : 5,099,600円(税込) 契約締結日 : 令和4年7月22日 担当部局 : 福岡国税局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回 答
【事案 1】 契約件名 : 令和4年度東薬院住宅外7住宅 浴室改修その他工事設計委託 業務 契約相手方 : 株式会社マトリックス (法人番号 4290001010577) 契約金額 : 7,315,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年7月13日 担当部局 : 福岡財務支局	
高落札率であり、応札者が2者と少ない。予定価格の積算が適正か、競争性が働いているかについて確認したい。	
再度入札(2回目)で落札しているが、1回目の応札価格は、2者とも予定価格とかなり乖離している。その理由についてどのように考えているか。	応札者は、図面を一から作成し、かつ精度の高い図面を作成しなければならないなど難易度の高い設計業務と認識していたと考える。設計業務の難易度について、当局と応札者との認識にずれが生じ、金額の乖離に繋がったと考える。
前回実施した同種業務の入札について、参加業者と落札業者を教えてください。	参加業者は、(株)URリンケージとコンストラクションインベストメントマネージャーズ(株)。落札業者はURリンケージで、落札率は96.4%となっている。
再度入札において、落札者以外の業者が辞退した理由は何か。	1回目の応札金額から、更に金額を下げることはできなかったと聞いている。
入札説明書には、「委託業務積算内訳書の提出を求める場合がある。」と明記しているが、今回、当該内訳書の提出を求めなかった理由は何か。	落札金額が、契約履行上問題ない価格であると判断したためである。
1回目の入札価格が、2者とも予定価格の2倍以上となっていることを鑑みると、応札者から委託業務積算内訳書の提出を求め、乖離の要因を分析すべきではないか。	今後検討したい。
仕様書に「当局貸与図を参考に作成する。」と記載しているが、図面はどの時点で貸与するのか。	入札参加者には、仕様書に添付している図面(紙媒体)配付しているが、契約締結後、契約業者にはCADデータ等電子化した図面を貸与している。
設計業務の難易度に貴局と応札者との認識にずれが生じたと考えているが、開札前に、入札参加者が作成図面の精度について確認する機会はなかったのか。	仕様に関する質問がある場合は、電子調達システム等で受け付けており、速やかに回答している。作成図面の精度に関して、入札参加者から事前に質問があったかどうかは把握していない。
設計対象の住宅は、福岡県内だけでなく、遠方の対馬市に所在する住宅も含まれている。何故、距離的に離れている住宅も含めるなど広範囲の業務としたのか。	別々に発注した場合、案件によっては随意契約(見積合わせ)となる可能性がある。より多くの業者の参加を募るには、まとめて入札を実施した方がよいと判断したためである。前年度も同様にまとめて入札を行っている。

意見・質問	回 答
【事案 2】 契約件名 : 門司税関田野浦出張所及び北九州地区国際貨物検査センター照明器具更新工事 契約相手方 : 株式会社座小田電気 (法人番号 5290801006658) 契約金額 : 14,410,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年8月23日 担当部局 : 門司税関	
落札率が低率であり、予定価格の積算が適正か検証する必要がある。	
部材費について、参考見積をとらなかった理由は何か。	入札案件ではないものの、今年度、同種の照明器具更新工事を発注しており、公表資料及びメーカー公表小売価格からの積算が可能と判断したことによる。
予定価格調書中の直接工事費と、落札業者の工事費内訳書中の直接工事費が乖離しているが、どういう理由によるものか。	落札者に確認したところ、本調達と同種の照明器具工事を請け負った実績があり、メーカーの取扱販売店と恒常的な取引があるとのことで、当方が想定する以上の値引きが可能となったものと思われる。
応札者8者のうち落札者を含む3者の入札価格が予定価格の50%未満となった理由についてお考えの点があれば教えていただきたい。また、予定価格の算定において電灯設備の単価算出をメーカー希望小売希望価格に一定の値引き率を乗じている理由とその乗率の算出根拠を教えてください。	先ほどの回答と重なるが、メーカーの取扱販売店と恒常的な取引があるなど、当方の想定以上に安価な部材調達が可能であったこと、また、工事自体が単純な内容であり複数の応札者があるなど、価格競争が働きやすい調達案件であったものと思われる。 一定の乗率を採用した理由及びその根拠については、回答1のとおり、今年度に同種照明工事を実施した際の調達実績から算出したものである。
メーカー希望小売希望価格に一定の値引き率を乗じているのは、従来からルール化したものなのか、都度案件ごとに設定しているものなのか。	LED工事の調達を行うのが今年度からであり、ルール化したものではなく、今回設定したものである。 値引き率の設定は、固定したものではないため、必要に応じて見直しを行いたい。

意見・質問	回 答
【事案 3】 契約件名 : 監視艇「さいかい」電子ホーン 換装作業 契約相手方 : 株式会社ゼネラルエンジニアリ ング (法人番号 1340001002349) 契約金額 : 1,164,240円(税込) 契約締結日 : 令和4年8月3日 担当部局 : 長崎税関	
1者応札で落札率が高いため、予定価格の算出が適正か、競争性が働いているのか検証する必要がある。	
結果的に1者応札になってしまったのは理解するが、今後同様の案件が発生したときにどう対応するのか考えがあればお聞かせ願う。	本案件は機器の故障にかかる修理案件であり内容を予期できないため、一概に具体的にどう対応するかという考えはない。
参考見積りの中で電子ホーン等部材の価格が2社とも同価格である理由はあるのか。 安価に仕入れる余地がなかったのか。	理由は確認していないが、仕入れ先のメーカーから提示された価格ではないかと思料する。 船舶装備品であり限られたものであるため安く仕入れることができなかったのではないかと。
仕様書が簡潔すぎると思う。海上保安部の調達情報を確認すると、電子ホーンは物品購入で行っている事例もあるので、参加資格を工夫する余地がある。	

意見・質問	回 答
【事案 4】 契約件名 : 令和4年度パソコンの設定等に関する業務 契約相手方 : 株式会社富士通エフサス (法人番号 8010401056384) 契約金額 : 5,099,600円(税込) 契約締結日 : 令和4年7月22日 担当部局 : 福岡国税局	
1者応札であり、落札率が高い。予定価格の算出が適正か、競争性が働いているのか検証する必要がある。	
仕様書にある局WAN支援業者とマルチベンダ支援業者は、何という業者が請け負っているか。	令和4年度の局WAN支援業者とマルチベンダ支援業者は、株式会社Fである。 この業者は、今回の抽出事案の契約業者と同一であるが、局WAN支援業者とマルチベンダ支援業者は、国税庁で入札を行い、契約した業者であるため、当局の入札と関連性はない。
予定価格積算内訳中の、工数内訳表には、「予定作業日数、技術員の内訳については、仕様書及び業者意見により積算」とあるが、「業者意見」とは前年度落札業者＝今回の落札業者か。	業者意見については、前年度の落札業者であり今回の落札業者でもある株式会社Fから聴取しているが、過去5年間、同じ業者が落札している状況を踏まえ、透明性を確保するため、当局における他のパソコン関連業務を落札した別業者からも意見を聴取している。
当年度を含む過去5年度のうち、2者応札となった平成31年度を除く4年度が1者応札となっており、かつ、落札者は過去5年度全て同一業者となっているが、このような状況となっている理由及び競争性確保のために実施された方策等あればその内容を教えてください。	過去に入札を辞退した業者に対して理由を聴取したが、今のところ対応策が見当たらないため、他の国税局における仕様書や他の入札事例等の情報を収集し、改善できる点がないか引き続き検討していくより方法はないと考えている。
過去5年間同じ業者が落札していたため、別の業者に意見聴取を行い、適正性を図られたと思うが、もう一步踏み込んでその業者に対し強烈に声掛けをして入札に参加するよう交渉されたと思うが、応じていただけない理由があったのか。	1者応札解消に向けて、当局としても積極的に入札勧奨を行ったところ、既に当事案の業務期間と同時期に別の業務があり、技術員の確保ができないとの理由で断られたが、来年度以降の入札参加について検討してもらうよう改めてお願いをしている。
仕様書を確認した業者が他にいたとのことだったが、具体的にはどのような業者か。	仕様書を確認した業者はT株式会社で福岡に支店を有しており、仕様書の条件も満たしていたが、当事案の業務期間と同時期に別の業務があるため、人員の確保が困難との理由であった。
業者意見を株式会社F以外から聴取したとのことだったが、どちらの業者か。	意見聴取を行った業者はD株式会社である。
参考資料で平成31年度は2者応札となっているが、落札者以外の業者はどこか。	業者は株式会社Sである。 この年度は更新台数が非常に少なかったため、見積合せの上、随意契約を行っており、ある程度の会社であれば対応が可能な年であったと思われる。
資料1の仕様書4ページ「(4)クライアントサーバー方式による大規模LAN/WANシステム(クライアントシステムが2,000台以上)の導入実績を有していること」とあるため、実質的に参加できる業者が限られてしまうのではないか。	パソコン更新は分割して行うものの、システムを構築している当局の職員数が2,500名であることからこのような条件を設けているが、他の要件も含め緩和の可否について再検討を行う予定である。

資料1の仕様書9ページ「2 マスタパソコンの設定確認等」(1)の作業内容にある差異の確認については、過去の請負業者でなければ差異を確認できないのではないかという気がしたが、その点はどうか。

国税庁で作成したマスタパソコンの設定内容について、パラメーター設計書と差異がないか確認作業を指示しているものであることから、過去の請負業者以外でも確認は可能である。

【委員会の審議結果】	
(第1事案について) 業務量が多かったために応札者が少なかったという事情は理解できるが、業務を分割して発注するなど応札者増加に向けた取組みを検討されたい。また、入札価格が予定価格とかなり乖離している場合、委託業務積算内訳書を提出させる方が望ましいと考える。	
(第2事案について) 過去の類似事案を比較して、実勢価格に近付けるよう予定価格を設定したことは理解できるが、結果として低価格入札になっており、今後の値引き率の算定については精度を高めていくべきである。	
(第3事案について) 経費を抑えるために一部の部材を流用することとした事情は理解できるが、参加資格を役務の提供で船舶装備としたことで参加者が限られてしまったと思われ残念である。他省庁では物品でやっているものもあるので、物品購入とするなどの方策を積極的に取り入れるべき。	
(第4事案について) 1者応札が長期に渡って続いている。解消が難しい案件ではあるが、仕様書を検討すると、中小事業者には参入が厳しい条件も含まれていることから、仕様書の見直しが必要であると考ええる。 また、競争性の確保の観点から、入札方法や仕様書の検討のみだけではなく、長期的な課題となるが、システム全体についても改めて外部のデジタルの専門家等も含めて意見を仰ぎながら、改めて見直すということも必要であろうかと考える。	